

(別表1)

事業継続力強化支援計画

## 事業継続力強化支援事業の目標

### 1. 現状

#### (1) 地域の概要

和気町は平成18年3月に和気と佐伯の2町の合併により誕生し、岡山県の東南部に位置している。古くから吉井川の清流を利用した水稻や野菜、果樹等の農産物の生産が盛んで、すももやリンゴ等の観光農園が充実している。観光資源としては、「藤公園」(藤の種類で日本一)や「和気鶴飼谷温泉」(天然温泉)、「サイクリングロード」(旧片上鉄道を活用)等が整備されており、全国から季節に応じて観光客が訪れている。商業面では、大型スーパー、全国展開する衣料品店・ドラッグストアが出店するなど、町外からの集客もあり、商業集積は和気駅南側の国道沿いに集中している。

交通の面では、山陽自動車道の「和気インター」(大阪まで車で120分)とJR山陽本線が走る「和気駅」(岡山駅まで30分)など交通立地条件の優位性を生かし、ここ数年、都市部から移住者が増えてきており、関西圏から2時間で来れる立地の良さが注目を集めている。

和気町の面積：144.21 km<sup>2</sup>  
人口：12,645人  
世帯：6,248戸  
(令和7年11月末現在)



#### (2) 地域の災害リスク

和気町は、岡山県の東南部に位置し、備前市や赤磐市に接し、吉備高原から連なる、標高200～400mの山々に囲まれた、144.21平方キロメートルの自然豊かな町である。南北に県三大河川の吉井川が貫流し、吉井川に流れ込む王子川や金剛川、初瀬川などの支流沿いの平野部には農地が広がっている地域です。過去の災害では、平成10年10月の台風10号による被害で、吉井川津瀬観測所では危険水位9.60mをはるかに超え、昭和54年以降過去最高水位となる10.46mを記録し、旧和気町の被害は、床上浸水1戸、床下浸水39戸とあわせ、河川8箇所、道路7箇所、公園1箇所が被災しました。また、平成16年9月の台風21号による被害では、集中豪雨の発生により4時間で141mmを記録し、多くの浸水被害をもたらした地域でもある。

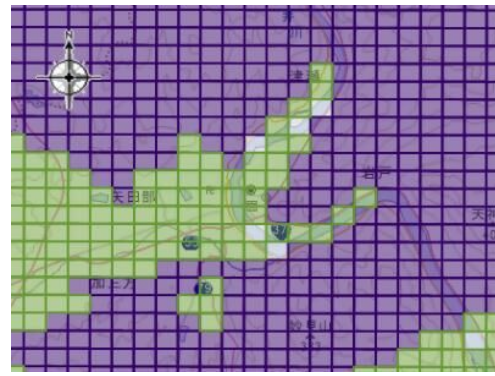
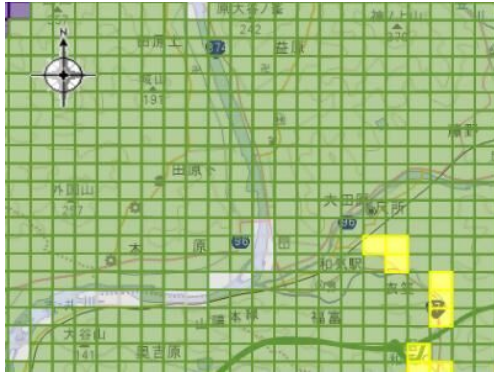
和気町で想定される被害は次のとおりである。

##### ① 地震(南海トラフ巨大地震)

岡山県において南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震(1946年)がこれに当たる。既に、昭和南海地震が起きてから80年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の研究機関の試算では、南海トラフ全域での地震発生確率を評価しており、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震発生確率は、60～90%程度以上とされており、その発生が危惧される場所である。

岡山県(岡山県地震・津波被害想定調査報告書 平成25年7月)によると、南海トラフ巨大地震による町内の最大震度は6弱で、南海トラフ巨大地震の被害想定は、人的被害が負傷者24人、建物被害が全壊5棟となっており、またライフラインの被害についても、上水道の断水が最大1ヶ月程度、下水道機能と電力の停止が1日程度続く想定となっている。

【震度分布図】



②洪水

和気町には、吉井川水系の一級河川吉井川が南北に、一級河川金剛川が東西に流れており、その二河川に向けて、その他の中小河川が流れ込んでいる。国土交通省や岡山県が発表している吉井川及び金剛川の浸水想定区域図によると、和気町内では全域において、両河川沿いが浸水想定区域となっている。

【浸水想定区域図】



③津波

和気町は内陸部のため、津波災害についての影響は想定されていない。

④土砂災害

和気町には、急傾斜による土砂災害警戒区域が104箇所、そのうち特別警戒区域が102箇所、土石流による土砂災害警戒区域が144箇所、そのうち特別警戒区域が119箇所あり、合わせると248箇所の土砂災害警戒区域と221箇所の特別警戒区域がある。町内全域に土砂災害警戒区域が点在している。

【土砂災害等警戒区域図】



### ⑤感染症リスク

新型コロナウイルス感染症等が流行した場合（地域での流行や世界的な流行）に想定される影響は次のとおり。

#### ○人員

- ・ 経営者・従業員やその家族の感染による出勤率の低下による事業停止
- ・ 学校等休校に伴う子の世話等により従業員の出勤不能による生産性低下

#### ○製造・仕入・サプライチェーン

- ・ 事業所内クラスター発生による操業停止
- ・ サプライチェーン毀損による、物流（海外を含む）の停止
- ・ 原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格高騰
- ・ 営業自粛、時間短縮要請による事業停止

#### ○事業継続への影響

- ・ 長期売上低下に伴う資金繰りの悪化
- ・ 本人または家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・ 感染症罹患に伴う、風評被害

### ⑥サイバー攻撃リスク

近年、自然災害と並び、サイバー攻撃や情報システム障害といった非物理的リスクの顕在化が進んでおり、当該地域においても、以下のリスクが事業活動に影響を及ぼす可能性がある。

- ・ ランサムウェア等による業務システムの停止
- ・ 顧客情報・取引情報の漏えいによる信用低下
- ・ キャッシュレス決済や受発注システム停止による販売・取引機会の損失
- ・ 災害時のテレワーク・遠隔対応が機能しないことによる復旧遅延

特に小規模事業者においては、IT専任人材や対策が十分でないケースも多く、サイバーリスクは事業継続上の重要な課題である。

### ⑦その他の事業継続リスク

上記以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

#### ○店舗・工場等の火災

- ・ 建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

#### ○経営者・従業員の病気やケガ

- ・ 長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

### (3) 商工業者の状況（令和7年12月31日現在）

- ・ 商工業者数 515 事業所
- ・ 小規模事業者数 434 事業所

#### 【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	うち会員企業数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	95	92	71	町内に広く点在している
製造業	122	90	79	町内に広く点在している
卸売業	11	8	7	町内に広く点在している
小売業	80	61	44	旧和気町地域に多い
飲食・宿泊業	46	40	33	和気駅南側に多い
サービス業	106	97	76	旧和気町地域に多い
その他	55	46	38	
合計	515	434	348	

#### (4) これまでの取組

##### ①和気町の取組

項目	年月	備考
地域防災計画の策定	H27.3	R5.3改訂
業務継続計画（BCP）の策定	R3.3	
防災ハザードマップ	H27.3	R5.2改訂
備蓄計画の策定	H29.7	
防災訓練の実施	—	名称：総合防災訓練 対象：住民、自主防災組織、関係機関 頻度：年1回

##### ②和気商工会の取組

- ・事業者向けBCPに関する施策等の周知
- ・BCP事業計画書の策定支援
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・商工会事業継続計画（自然災害発生時対応マニュアル・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル）の策定

##### ③事業継続力強化支援計画の実施状況（過去5年間の実施状況）

- ・巡回指導での防災、BCP周知  
→ハザードマップの説明や事前対応の必要性を周知
- ・BCP・事業継続力強化計画に関する相談対応  
→希望する事業者に対して個別対応
- ・損害保険、共済制度の紹介（毎月のDMにて周知）  
→損保会社や県共済協同組合と連携し、必要に応じて案内
- ・事業継続力強化計画の認定支援（年間1件程度）  
→計画書の作成相談や申請手続きのサポート
- ・フォローアップ支援（年間2件程度）  
→計画策定済み事業者への状況確認や見直しの助言
- ・広報誌による情報提供（年2回）  
→国や県の制度や防災情報を周知

## 2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【課題1】

#### 事業者の危機意識不足

多くの事業者は自然災害及び感染症リスクや対策の必要性に関する認識が不十分であり危機意識が乏しい。このため事業者BCP、事業継続力強化計画等の策定率が低い。また、策定された計画についても策定後の見直しが少なく、実効性が低い場合がある。

### 【対策】

- ・危機意識醸成に向けた段階的な啓発活動の実施
- ・個別相談を通じた当事者意識の喚起
- ・簡易版BCP・ひな形の活用による策定ハードルの低減

## 【課題2】

### 小規模事業者に対応した事業者BCPの策定率向上

中小企業庁等の提供するBCP策定支援ツールは、小規模事業者を除く中小企業の内容であるため、小規模事業者が実情と規模に即した事業者BCPの策定ができるように支援を強化する必要がある。

#### 【対策】

- ・小規模事業者向け簡易BCP様式の活用・普及
- ・業種特性を踏まえた支援の実施
- ・感染症・サイバー攻撃リスクを含めた身近なテーマ設定

## 【課題3】

### 支援ノウハウを持つ支援人材の育成

支援者の経験不足によりBCP・事業継続力強化計画策定ノウハウが不足している。

#### 【対策】

- ・実践を通じた支援ノウハウの蓄積と共有
- ・外部専門家との連携による支援力強化
- ・専門家派遣制度を活用し、必要に応じて同行支援を行う

## 【課題4】

### 災害発生時の対応人員と内容

災害発生時に和気商工会職員が対応を行う場合、対象規模に比較して対応する人員に限りがある。

#### 【対策】

- ・初動対応の役割分担と行動の明確化
- ・和気町や関係機関との連携による役割分担
- ・平時からの訓練・シミュレーションの実施

## 【課題5】

### 緊急時の関係機関との連携体制の構築

和気商工会・和気町・関係機関がそれぞれの計画に沿って、事前対策・応急対策・復旧対策を行うことになるが連携・協力体制が構築されていない。

#### 【対策】

- ・災害時における情報共有体制の整備
- ・金融機関・保険会社等との連携強化
- ・他商工会・商工会議所との相互応援体制の整備

## 3. 目標

和気商工会地域の商工業者に対し、地域防災計画を踏まえつつ、想定される災害を明確にし、リスクと防災・減災の必要性の認識を高めるとともに、事業継続力強化計画等の策定へ導く。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、さらには事業者個々に不測の事態が発生した場合であっても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、発生後の早急な応急・復旧等について、和気商工会と和気町が一体となって取り組み、和気商工会地域およびこれを構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的な目標は、次の通りである。

### (1) 災害対応の危機意識向上・事業継続力強化計画等策定

①事業者に対し地域の自然災害や感染症、その他の事業継続リスク（火災・病気・ケガを含む）等

を周知・啓蒙し、危機意識向上を図ることで防災・減災に導く。

- ②事業者に対し、事業継続リスク対応のため、事業継続力強化計画を含む事業者BCPの策定を推進する。
- ③発生後、速やかな復興支援策が行えるよう、支援知識の習得・支援能力の向上に努めるなど、和気商工会職員の育成を図る。

## (2) 被害の把握・報告ルートの確立

- ①災害発生時における連絡体制・内容を明確にし、被害情報報告ルートを構築する。
- ②役職員の連絡網の定期的修正、管理により、各地区の被害状況の報告ルートを構築する。

## (3) 速やかな応急・復興支援を行える連携体制の確立

自然災害、感染症発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### 【成果目標】

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	事業継続力強化計画認定数	関連支援数
515事業所	434事業所	R8	3社	5件
		R9	3社	5件
		R10	3社	5件
		R11	3社	5件
		R12	3社	5件

事業継続力強化支援計画の策定から評価までをPDCAサイクルで確認する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

### 2 事業継続力強化支援計画の内容

#### (1) 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

##### ①経営指導員による日常的な把握

経営指導員が実施する巡回指導や窓口相談、各種補助金・計画策定支援の機会を活用し、防災・減災、感染症、サイバー攻撃等に対する事業継続への取組状況を聞き取りにより把握する。  
また、事業継続力強化計画やBCPの策定状況・災害時の連絡体制・安否確認方法、重要業務・取引先の把握状況等について確認し、支援の必要性や優先度を整理する。

##### ②和気町との情報共有による把握

和気町産業振興課と連携し、被災時の事業者の被害状況・事業再開状況・行政支援の利用状況等について情報共有を行い、実災害時における事業継続上の課題を把握する。

##### ③把握した情報の活用

把握した取組状況については、職員間で共有・和気町との協議資料として活用し、個別事業者への支援内容の見直し、重点支援分野・地域の再設定、支援計画の改善・見直しにつなげることで、継続的かつ実効性の高い事業継続力強化支援を実施する。

#### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

和気商工会は、和気町と連携し、地区内小規模事業者に対して、自然災害、感染症、サイバー攻撃等のリスクに対応した事業継続力強化支援を、以下のとおり実施する。

- ①ハザードマップ等を活用したリスク認識向上に向けた周知・注意喚起  
地区内小規模事業者が、自社の立地条件や事業特性に応じた災害リスクを正しく認識できるよう、和気町が作成するハザードマップや地域防災計画等を活用し、浸水・土砂災害・地震等のリスクの周知、事業所・店舗・工場等への影響の具体的説明、災害発生時に想定される操業停止や避難行動の注意喚起を、巡回指導、窓口相談、講習会等を通じて実施する。
- ②自災害等による影響を軽減する取組・制度の周知・普及  
自然災害等が事業活動に与える影響を軽減するため、以下の取組を行う。
  - ・損害保険（火災保険・水災補償等）加入の重要性に関する周知・普及
  - ・設備・在庫・データの分散管理等、事前対策の周知事業継続力強化計画認定制度をはじめとする、国・県の各種支援制度の情報提供。これらについて、事業者の理解度や関心に応じ、段階的な情報提供を行う。
- ③事業者 BCP 未策定事業者への周知・普及  
事業者 BCP を策定していない事業者に対し、災害発生時における事業停止リスク・事業再開の遅れが資金繰りや取引関係に与える影響のほか、BCP 策定による事業継続・早期復旧の効果等について説明し、BCP 策定の必要性・有効性を周知・普及する。
- ④事業者 BCP の策定に係る支援  
事業者 BCP の策定を希望する事業者に対しては、経営指導員が中心となり、重要業務・重要取引先の整理・災害時の連絡体制・安否確認方法の設定、代替手段・復旧手順の検討等について、事業者の実情に合わせた個別支援を行う。
- ⑤和気町との連携による支援の実効性向上  
和気町産業振興課と連携し、地域防災計画や支援施策との整合性を図りながら実施することで、地域全体の事業継続力強化につながる支援を行う。

### （３）フォローアップ

- ①事業継続に関する訓練の実施支援  
事業者 BCP または事業継続力強化計画を策定した事業者に対し、災害・感染症・サイバー攻撃等を想定した簡易的な訓練の実施を促す。
- ②訓練結果等を踏まえた事業者 BCP の見直し支援  
訓練の結果や事業環境の変化を踏まえ、対応手順の不備・実行が困難な内容・体制上の課題について、経営指導員が事業者とともに整理し、事業者 BCP や事業継続力強化計画の見直しを支援する。
- ③計画実施に向けた社内体制構築の支援  
計画を継続的に実施するため、事業者に対し、役割分担の明確化・担当者の設定・従業員への周知・共有等、社内体制の構築・定着に向けた助言を行う。
- ④事業の振り返りと再度の計画策定の促進  
事業継続力強化計画の計画期間終了時において、事業者に対し計画に基づく取組の実施状況・課題や改善点について振り返りの機会を設ける。また、計画期間終了後に２回目の申請を行っていない事業者が多い現状を踏まえ、再度の事業継続力強化計画の策定・申請を積極的に促し、継続的な事業継続力強化の取組が定着するよう支援する。

### （４）知見の共有及び事業継続力の底上げ

事業継続力強化支援を通じて得られた知見や事例を以下の通り地域内で共有することにより、地域経済および産業全体の事業継続力の底上げを図る。

- ①支援事業者の事例の整理・共有  
事業継続力強化計画や事業者 BCP の策定支援を行った事業者のうち、災害リスクへの備えが進んだ事業者や実効性の高い BCP 運用を行っている事業者・訓練や見直しを継続して実施している事業者等の事例を整理し、会報、ホームページ等を通じて地域内事業者へ共有する。
- ②同業種における横断的な知見共有  
同業種においては、共通する災害リスクや事業継続上の課題が多いことから、業種別の事例紹介

を中心とした情報交換の場を設け、防災・減災に対する意識向上と取組の広がりを促進する。

③サプライチェーン全体での事業継続力の底上げ

地域経済や産業における事業継続力を高めるため、単独事業者の取組の他にもサプライチェーン上の重要事業者が共通認識を持って事業継続に取り組めるよう、事例を共有し、災害時における相互補完や代替対応の検討につなげる。

④知見の蓄積と支援計画への反映

共有を通じて得られた事業者の声や新たな課題については、職員間および和気町と共有し、今後の支援内容や重点分野の見直しに反映させる。

**(5) 関係団体等との連携**

事業継続力強化支援事業を効果的かつ適切に実施するため、行政をはじめ、関係団体等と連携し、地域全体で事業継続力強化を推進する体制を構築する。

①行政との連携

和気町産業振興課と連携し、地域防災計画等の共有・災害時における事業者支援の連携・平時における事業継続力強化施策の調整を行い、行政施策と一体となった支援を実施する。

②県連等、他商工会・商工会議所との連携

県連をはじめ、近隣の商工会・商工会議所と連携し、支援ノウハウや事例の共有・合同研修・勉強会の開催、災害時の情報交換を行うことで、広域的な事業継続力強化支援の充実を図る。

③金融機関・保険会社との連携

金融機関および保険会社と連携し、平時における備え（保険加入等）の周知・普及、資金繰り支援・個別支援の連携を行い、資金面・リスク対策面からの事業継続支援を実施する。

④専門家との連携

中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、IT 専門家等と連携し、事業者 BCP の策定支援、感染症・サイバーリスクへの対応助言・労務・財務・情報管理面の支援を行い、専門性の高い支援の提供を可能とする。

**(6) 和気商工会自身の事業継続計画の作成**

令和3年作成済、令和8年3月更新予定

**(7) 計画の定着**

①大規模災害が発生した場合に和気商工会及び和気町の各部所ごとに担うべき役割等を認識し、担当者だけでなくその他職員も当該計画に習熟しておくとともに、対応できるよう取扱いに関するマニュアルを作成するなどの準備を令和8年3月末までに行う。

②和気商工会と和気町で被害状況を共有する報告様式は岡山県の様式と同一とする。

**(8) 計画の継続的改善とフォローアップ**

①事業継続力強化支援計画は、分析や対策を通じて明らかになった課題に対する取組状況を評価するとともに、訓練等を通じて明らかになった問題等を踏まえて、より具体的な行動計画となるよう継続的に改善を行う。また、組織の改編や業務資源等の状況変化があった場合には必要に応じて見直しを行う。

②小規模事業者の事業継続力強化計画等取組状況の確認

**【5年間の計画策定目標】**

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業継続力強化計画	3	3	3	3	3
関連支援数	5	5	5	5	5
フォローアップ回数	0	8	16	24	32

③協議会における改善点等の協議

仮称：和気地域事業継続力強化支援連絡会議（構成員：商工会・行政）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。（年1回開催）

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

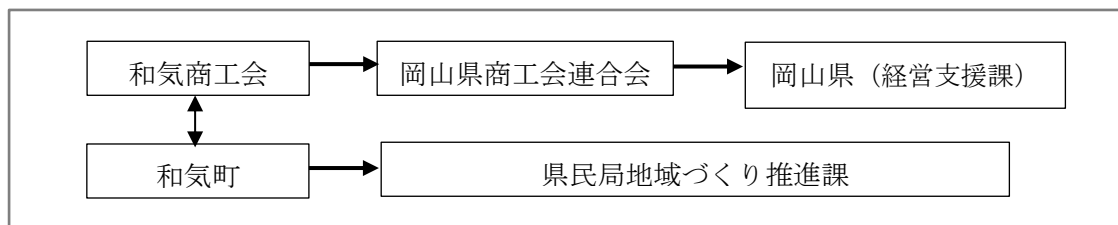
(1) 和気商工会と和気町

発災時には被害状況を確認し、和気商工会は共有した情報を発災後速やかに岡山県商工会連合会を通じて岡山県経営支援課へ報告する。和気町は県民局地域づくり推進課（地方災害対策本部）へ報告する。また被害状況により追加報告を行う。

(2) 県との連絡体制

和気商工会の被害状況の報告は、様式I「商工関係被害等集計表」により、電子メール又はFAXで報告するものとする。併せて、岡山県商工会連合会を通じて岡山県指定の携帯電話へ連絡するものとする。

【連絡体制】



(3) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

①相談窓口の開設方法について、和気町と相談する。

（和気商工会は、国の依頼を受けた場合等、必要に応じて特別相談窓口を設置する）

②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

④応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤感染症の流行時は、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(4) 地区内小規模事業者に対する復興支援

和気町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。おおまかな流れは以下の通り。

①被害状況や支援ニーズの継続的な情報収集及び報告

災害発生後の復興支援として、被災企業へのヒアリングにより、機械装置や什器等の復旧、金融相談、人員の確保など支援ニーズを集約し、和気町及び岡山県商工会連合会に報告する。

②融資あっせんや損害保険の請求対応

経営指導員は被災した小規模事業者に対して、事業再建に向け被災した機械装置や什器等の設備資金・運転資金の融資あっせんを行う。また共済担当職員は地震保険や火災保険など損害保険の請求手続きを支援する。

③応援体制の確立

災害の内容によらず、被害規模が大きく商工会職員の出勤が困難な場合、あるいは商工会職員だけでは復興支援が困難な場合は、岡山県商工会連合会に相談するなど、他の地域からの応援要請を行う。

**④地域活動の実施**

地域活動として商工会役職員や商工会青年部・女性部による応援活動・ボランティア活動など状況に応じて実施する。

**⑤事業再開・再建の取組**

事業者の事業再開・再建に向けた取組としては、被災者向け補助金制度や、公的融資制度などの情報提供や申請・実行の支援を行う。

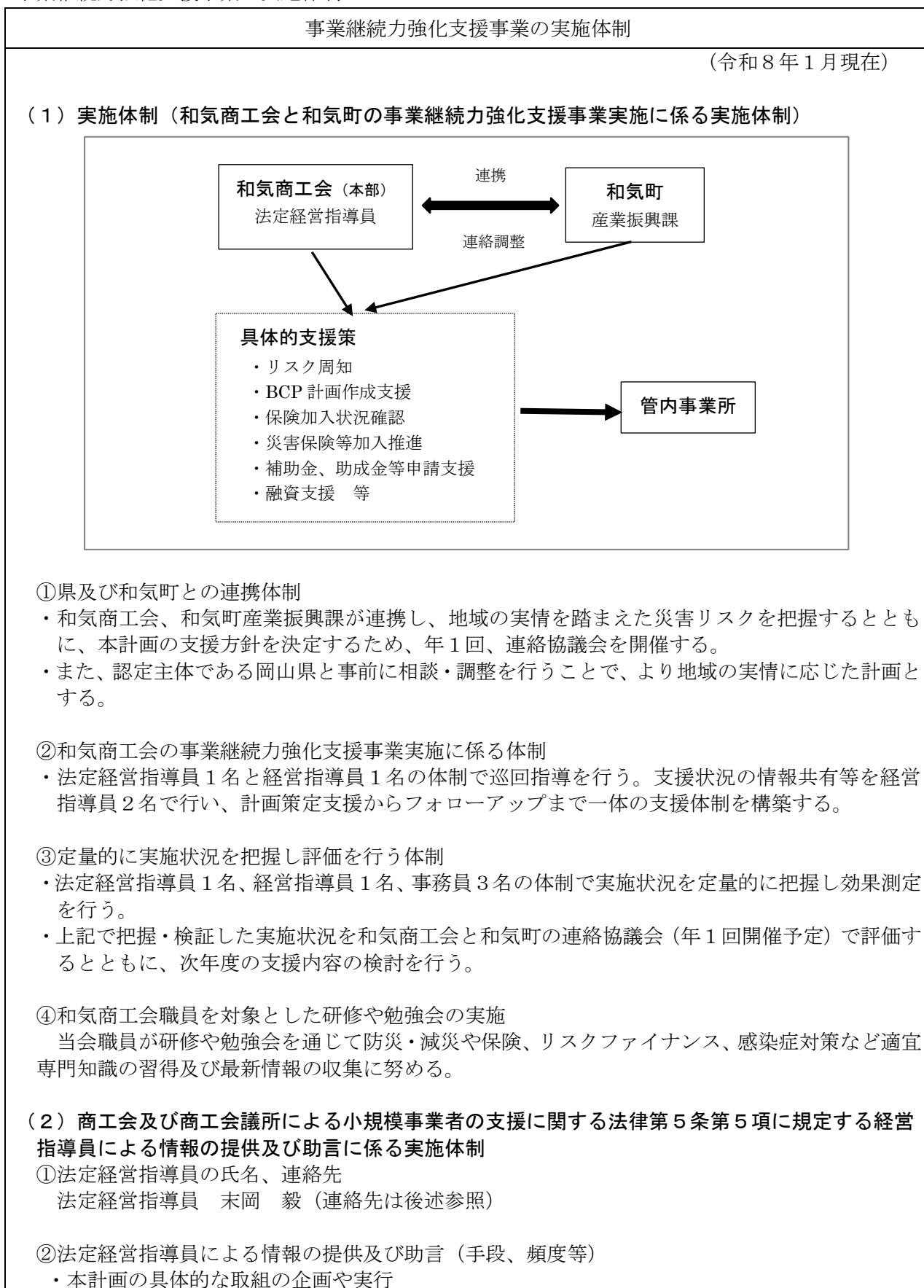
**※その他**

本計画は、商工会HP等において公表し、小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岡山県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の可否

経営指導員 末岡 毅は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 和気商工会、和気町連絡先等

①和気商工会

和気商工会 本部 支援課  
〒709-0422 岡山県和気郡和気町尺所2  
TEL:0869-93-0522 FAX:0869-93-3555  
E-mail:wakes@okasci.or.jp

②和気町

和気町 産業振興課  
〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所555  
TEL:0869-93-1126 FAX:0869-92-0667  
E-mail:sangyoshinko@town.wake.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岡山県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	90	90	90	90	90
①BCP 策定セミナー開催費 講師謝金・旅費・案内費	60	60	60	60	60
②普及・啓発費 チラシ郵送代	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

(2) 調達方法

調達方法
岡山県補助金、和気町補助金、商工会会費、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等